

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく教職課程における情報の公表

1. 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること(規則第 1 号)

理念・目的

本学の教育目的は、「教育基本法並びに学校教育法に基づき、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く学問を研究・教授して、豊かな人間性と高いレベルの技能を備えた専門家を育成し、またその成果を社会に還元することにより、国家及び地域社会の発展に寄与すること」(学則第1条)である。「知性と感性を備えた優れた専門職業人の育成」は本学の「ときわ教育目標」として掲げているが、本学における教育の目的をも簡潔に示したものである。

教職課程においても学則第1条に基づき、「豊かな人間性と教育にかかわる高い専門性を備えた、社会に貢献できる人材を育成する」ことを目指しており、さらに「これから社会を担う子どもたちが、社会の中で他者と協働しながら意欲的に生活していくことのできる人材として育つよう、教育に関わる立場から支援できる人材を育成する」ことを使命としている。教育学部の学則では、「豊かな人間性と理論に裏付けされた実践的な教育力をもち、新しい時代や社会に対応できる質の高い保育士・教員を養成する」としており、近年他の実践領域でもますます重視されている「evidence-based education」「実践的教育力」「社会貢献」の重要性を明示している。

目標

本学の教育の理念・目的を踏まえ、教員養成の目的を達成するための目標として、次の 4 つを挙げている。

- ①子どもの教育に携わる者として、豊かな人間性と高い倫理観を養う
- ②子どもの心身の発達を支えるための専門知識と技能を深く修得する
- ③理論と実践を統合し、社会の要請に応えることのできる教育力を身につける
- ④実践の場において自ら課題を見いだし研究することにより、教育の質を高める態度を育む

この目標は、教職課程の履修カルテに明記しており、学年ごとに学生が自己評価を行い、その年度での達成状況を確認するとともに、次年度の目標を設定することによって、教員としてキャリア形成を図っていくことができるようになっている。

計画

学部・学科に共通する「基盤教育」では、全学「ディプロマ・ポリシー」「カリキュラム・ポリシー」をもとに、「知識」「思考力」「創造力」「市民性」の4つの力から構成される「ときわコンピテンシー」が修得できるよう教育課程を編成し、教員として豊かな豊かな人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質を備えることができるようカリキュラム編成を行っている。(→カリキュラムポリシー)

各学部・学科における「専門教育」では、教員としての資質・指導力、つまり教育の実践力と人間力を備えた人材を育成するために、教職課程を充実させるとともに、正課、準正課のみならず正課外教育の融合を図っている。

2. 教員の養成に係る組織及び教員の数、教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること（規則第2号）

教員組織、教員数並びに各教員が有する 保有学位及び業績に関するこ (第3号関係)

3. 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関するこ (規則第3号)

授業科目、授業の方法及び内容並びに 年間の授業計画に関するこ (第5号関係)

教務関係年間行事予定表 (PDF)

4. 卒業者の教員免許状の取得状況に関するこ (規則第4号)

前年度卒業生教育職員免許状取得状況 (PDF)

5. 卒業者の教員への就職の状況に関すること（規則第 5 号）

[前年度就職状況](#)

6. 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること（規則第 6 号）

[教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組み \(PDF\)](#)